

岩手県医療局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、県立病院等事業の業務に係る金銭の収納に関する事務を平成18年4月1日次のおり委託した。

平成18年5月19日

岩手県医療局長 法 貴 敬

県立病院等の名称	受託者	
	住 所	名 称
岩手県立磐井病院	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	株式会社ニチイ学館